

特別徴収事務 ご担当者 様

明石市長

令和8年度市民税・県民税・森林環境税の特別徴収事務について

平素より本市の税務についてご理解とご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和8年度市民税・県民税・森林環境税につきまして、地方税法第321条の4第1項及び明石市市税条例の規定により貴事業所様にその取扱いをお願いすることとなりました。つきましては、関係書類を別添のとおり送付いたします。

ご多忙のところ誠に恐縮ですが、よろしくご配慮いただきますようお願い申し上げます。

1. 特別徴収の方法と納入期限について

特別徴収税額は6月から翌年5月までの12回に分割していますので、給与の支払いをする際、毎月徴収して翌月の10日までに納入してください。

2. 同封書類について

(1) 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）

特別徴収義務者において保管してください。

受取方法が電子の場合は同封していません。

(2) 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

それぞれの納税義務者へ圧着部分をはがさずに交付してください。

受取方法が電子の場合は同封していません。

※ 受取方法の変更は「明石市 特別徴収 電子化」を検索してください。

(3) 特別徴収納入書★

「納入書不要」と届け出された事業所へは送付していませんので、必要な場合はご連絡いただくか、明石市ホームページからダウンロードしてください。

3. 「異動届出書」に基づく「特別徴収税額の決定・変更通知書」の送付について

(1) 年度当初（5月中旬）送付の通知書

4月中旬までに受け付けた異動届出書の内容を反映して送付しています。

(2) 6月上旬送付の通知書

4月中旬から5月中旬までに受け付けた異動届出書の内容を反映して送付しています。

(3) 7月以降の各月上旬送付の通知書

各前月末営業日までに受け付けた異動届出書の内容を反映して送付しています。

4. 納税義務者が退職や転勤した（在籍されていない方が含まれる）場合 …（3ページ・記載例7～8ページ）

「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」★を提出してください。

5. 普通徴収の納税義務者が新たに特別徴収を希望した場合 …（4ページ）

「特別徴収切替申請書」★を提出してください。

6. 事業所の所在地や名称に変更があった場合 …（5ページ）

「特別徴収義務者所在地・名称変更届出書」★を提出してください。

7. 退職手当等の支給により特別徴収税額が生じた場合 …（6ページ・記載例8ページ）

「退職手当等に係る市民税・県民税納入申告書・納入内訳書」★を提出してください。

お問い合わせ

〒673-8686 兵庫県明石市中崎1丁目5番1号

明石市役所（市町村コード282031）

特別徴収税額の課税内容、納期の特例のご相談 市民税課(078)918-5013

過誤納金の還付・充当、納入書の書き方 税制課(078)918-5072

納期限までに納付できなかった場合 納税課(078)918-5016

※連絡時は必ず指定番号をお知らせください。

特別徴収に関する「よくある質問」は
ご担当者向けの「特別徴収事務ハンドブック」は

明石市 市民税

検索



★届出書・記入例等は明石市ホームページ
からダウンロードできます。

明石市 申請書

検索



1. 「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」について

(1) 納税者が退職等した場合

納税者が異動（退職・死亡・長期欠勤・休職等）したときは、その異動の月までの月割額を徴収して翌月10日までに納入し、当届出書に異動事由等必要事項を記入して提出してください。納税者の税額が0円の場合でも提出してください。

(2) 納税者が退職した場合の一括徴収制度

納税者が退職した場合、次の①②に該当するときは、特別徴収額のうち残税額について給与または退職金等の支払をする際に特別徴収義務者において、一括徴収し納入してください。

① 退職の日がその年の12月31日までの間で、本人より一括徴収の申出がある場合

② 退職の日が翌年1月1日以降で、残税額を超える給与または退職金等の支払がある場合

※外国人の方が退職し出国される場合は、残税額を最終の給与から一括徴収してください。一括徴収ができない場合や、税額の決定・変更通知書の交付までに退職される場合、「納税管理人の届出」★を行うよう説明してください。

(3) 納税義務者が転勤等した場合

転勤等により新しい特別徴収義務者に変わったときは、「新しい勤務先（特別徴収義務者）」欄に、新たに給与の支払を受ける事業所等の所在地及び名称等をそれぞれ記入してください。

2. 普通徴収（個人納付）の納税者から特別徴収を希望する申出があった場合

「特別徴収切替申請書」★に特別徴収開始月等を記入して提出してください。

3. 特別徴収税額通知書の記載内容について

納税者の氏名及び住所は、賦課期日（令和8年1月1日）の住所等により記載しています。

4. 退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収について

・退職手当等の支払い時に、市民税・県民税を計算のうえ、徴収してください。

・徴収した税金は、支払いを受ける人の1月1日現在、住所地の市町村へ翌月10日までに納付してください。

・納入書の「退職所得分」欄に税額を記入のうえ、納付してください。

・令和8年以降も、退職手当にかかる税金を徴収した場合は、次の書類を提出してください。

「退職所得に係る市民税・県民税特別徴収納入申告書・納入内訳書」★または「退職所得の納入申告書・源泉徴収票（特別徴収票）」★

5. 特別徴収納入書について

納入場所は納入書裏面を参照してください。

最寄りに取扱い金融機関等がなく、新たに郵便局を利用するときは、「郵便局指定通知書」★が必要な場合があります。明石市ホームページからダウンロードしてください。

6. 納期の特例について

給与の支払を受けるものが常時10人未満である場合において、市長の承認を受けたときは毎月徴収した特別徴収税額を年2回に分けて納入することができます。「特別徴収額の納期の特例に関する申請書」★は、明石市ホームページからダウンロードできます。

7. 外国人の方が退職し出国される場合について

未徴収の税額が滞納とにならないようにするため、残税額を最終の給与から一括徴収するようご協力ください。

なお、一括徴収ができない場合や、税額の決定・変更通知書を受け取るまでに退職される場合は、「納税管理人の届出」★を行うよう説明してください。